

令和5年2月

お客様 各位

上越信用金庫

適格請求書発行事業者登録番号のご通知

令和5年10月1日から、複数税率に対応した消費税の仕入控除の方式として「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」が開始されます。

適格請求書等保存方式の下では、管轄税務署長に申請して登録を受けた課税事業者である「適格請求書発行事業者」が交付する「適格請求書」（インボイス）等の保存が仕入税額控除の要件となります。

つきましては、当金庫は「適格請求書発行事業者」の登録が完了致しましたので、下記の通りご通知致します。

記

登録番号： T8110005008177

名称： 上越信用金庫

登録年月日： 令和5年10月1日

所在地： 新潟県上越市中央1丁目11番1号

以上